

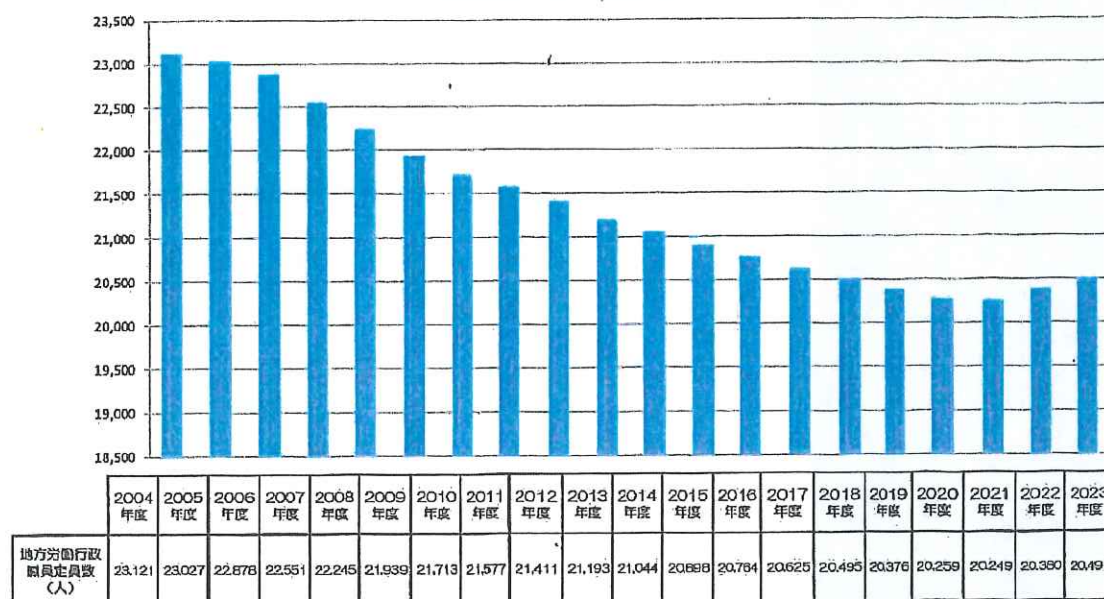
Ⅲ 地方労働行政職員数の変化

前記Ⅰで述べたとおり、労働行政は主な先進諸国と比して極端に不十分な状況であり、特に地方労働行政職員の定員数は年々削減されており、求職者に適合した雇用の実現や労働者の労働条件・安全衛生の確保、セクハラ・パワハラ等への相談対応、迅速な離職者への雇用保険給付や被災者に対する労災補償給付を行うための体制が整っていません。このような不十分な労働行政体制下では、国民・利用者へのサービスが著しく低下することが懸念されます。

特に、働き方改革、最低賃金引上げ、同一労働同一賃金の実現、リ・スキリングなど多くの政府の重要施策を担っています。また、コロナ対策は収束してきているものの、この間の助成金等にかかる不正受給対応も急がれる課題です。しかし、その体制は連年の定員削減によって大幅に減退しており、ここ2年の純増だけでは不十分です。さらに、今回の通常国会で成立したフリーランス保護法が来年度施行されますが、労働契約ではないフリーランスが対象であり、その施行に向けて職場では現体制で対応できるのか不安が広がっています。

こうした状況の下、都道府県労働局や厚生労働省本省の長期病休者（精神・行動の障害によるもの）の状況は、下表にあるとおり国家公務員全体を大きく上回っています。こうした由々しい状況を打開する唯一・最善の方法は増員による行政体制の確保であり、職場の切実な願いです。

地方労働行政職員数の変化



長期病休者(精神・行動の障害によるもの)数の状況(常勤職員)

機関名	常勤職員数			精神・行動等の精神・行動等の障害による病休者数			病休率(精神・行動の障害によるもの)(%)		
	元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度
都道府県労働局	20,526	21,571	21,513	427	500	509	2.1	2.3	2.4
厚生労働省本省	4,032	4,133	4,360	112	121	97	2.8	2.9	2.2
国家公務員	267,425	268,179	269,101	4,186	4,277	4,760	1.51	1.54	1.77

一般職国家公務員在職状況統計表(令和4年7月1日時点、政府統計)、令和4年度人事院年次報告書などから作成